

医療法人社団 葵会
介護老人保健施設葵の園・岡山福渡

身体的拘束等廃止のための指針

平成 26 年 12 月 1 日新規制定

令和 6 年 4 月 1 日改訂施行

身体拘束廃止のための指針

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 施設としての理念

① 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することである。また、利用者の尊厳ある生活を阻害するものである。本施設（老人保健施設葵会 葵の園・岡山福渡）は、利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

② 身体拘束についての考え方

利用者及び家族等への説明について当施設の考え方について以下の通り定める

- ・家族等より拘束の依頼があった場合

「身体拘束」を前提とした入所の依頼があった場合は、利用者及び家族等と十分に話し合い理解を得ることに努め、「転落防止」「怪我の予防」であっても「拘束しない介護」を目指すこと

- ・「拘束をしない介護」の工夫をしても、転倒による骨折や怪我等の事故が発生する可能性はあるがその方らしく活動的に生活するために、「拘束しない介護」の取り組みを行う

「身体拘束の定義」

身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為にあたるものとして厚生労働省が「身体拘束ゼロへの手引き」の中で上げている行為を示す

- ・徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ・転落しないよう②ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ・自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）などで囲む
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように四肢を紐等で縛る
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように又は皮膚をかきむしらないように

手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける

(手足の自由を奪う道具や工夫をする)

- ・車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上ったりしないように Y 字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ・脱衣やオムツ外しを制限するために介護服（つなぎ服）を着せる
- ・他人への迷惑を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服薬させる
- ・自分の意志で開けることのできない居室などに隔離する
(鍵の掛かる部屋に閉じ込める)
- ・身体的拘束に該当する具体的な行為

③ 例外的に身体拘束が容認されている場合

介護保険においては、原則禁止されている。しかし「緊急やむを得ない場合」は例外的に身体拘束が容認されている。その要件、手続き、記録義務などをまとめると以下ようになる

「身体拘束」を行う 3 つの要件：3 つの要件をすべて満たすときのみ身体拘束は例外的に認められる

- ・切迫性：利用者本人または他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ・非代替性：身体拘束以外に代替する看護方法がないこと
- ・一時性：身体拘束は一時的なものであること

④ 目指すべき目標

3 要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると身体拘束廃止委員会(委員会)において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合もありますが、その場合も入居者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 施設としての仕組み

- ① 利用者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束リスクを除きます。
 - ・利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。
 - ・責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。
 - ・施設長、師長、介護主任等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、認知症及び認知症による行動・心理状態についてホーム全体で習熟に努めます。
- ② 身体的拘束適正化のため入居者・ご家族と話し合います。
 - ・ご家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体的拘束等適正化のための委員会その他施設内の組織に関する事項

身体拘束等廃止委員会の設置

1. 当該委員会は次に掲げる者で構成する
 - ・施設長（管理者）
 - ・事務長
 - ・看護師長
 - ・看護部門
 - ・介護部門
 - ・支援相談員
2. 上記職種より委員長を選任し委員長は身体拘束等廃止担当者を務める
3. 委員会は院長が招集し議論すべき事項は委員に予め通知する
4. 委員会は毎月 1 回の定例開催及び委員長の判断による臨時会を開催する
5. 委員長は必要と認めるときは参考人として関係職員の出席を求め意見を聴取することができる
6. 委員長は委員会の内容を管理者に報告する
7. 委員会の審議事項
 - ① 身体拘束に関する知識とこの活動の主旨を施設職員全体に周知する
 - ③ 身体拘束の発生状況の確認
 - ④ 身体拘束発生時の内容と必要性の継続的な検討
 - ⑤ 身体拘束に関する注意喚起・啓蒙活動
 - ⑥ 介護者のストレスに関する意識調査とレスパイトについて
 - ⑦ 高齢者虐待防止についても検討する

⑧ 上記結果を集計・分析を行い施設長・管理者に報告する

8. 記録及び周知

委員会での検討内容は議事録に記し、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、委員以外の従業者に周知徹底します。

3 身体拘束等廃止のための職員研修に関する基本方針

介護に携わる全ての職員に対して身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員研修を行う

また、最新の知識を取り入れ定期開催により施設が一体となって万全の対策をとることを目的とする

(1) 研修カリキュラ

- ① 新人研修（新規採用者）：入職直後（身体拘束廃止の基礎知識）
- ② 定期研修（全職員）：2回/年以上（身体拘束廃止・改善）
- ③ 外部研修（希望者・適任者）：随時
- ④ 勉強会（希望者）：随時
- ⑤ 研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)を記載した記録を作成します

(2) 記録の保管

身体拘束廃止委員会の審議内容等における諸記録は5年間保管する

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・ 切迫性(入居者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・ 非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと)
- ・ 一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ身体拘束廃止委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本

人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

5 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の様子(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

6 利用者等による本指針の閲覧

本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載します。

緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書

〇〇〇〇様

- 1 あなたの状態が下記の ABC をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に日々の態様を記録し、身体拘束廃止委員会で具体的に鋭意検討を行うことを約束致します。

A 切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い B 非代替性 身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がない C 一時性 身体的拘束が一時的なものである	
拘束が必要となる理由 (個別の状況)	
拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況 (※具体的に記載してください)	
拘束開始及び解除の予定 (※特に解除予定を記載)	開始予定 令和〇年〇月〇日〇時 から 解除予定 令和〇年〇月〇日〇時 まで (※明示ください)

記

上記のとおり実施致します。

令和 年 月 日

担当医 〇〇〇〇 印

記録者(役職名〇〇〇〇) 〇〇〇〇 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について、説明を受け、確認しました。

令和 年 月 日

利用者 〇〇〇〇 印

対応者氏名(本人との続柄) 〇〇〇〇 印

様式②

緊急やむを得ない身体的拘束に関する利用者の日々の様様記録

〇〇〇〇様

年月日時(状況)	日々の心身の状態等の観察(文言)	備考(身体的拘束・挙動等の図・イラスト等)(※必要に応じて使用)	確認者サイン

身体的拘束適正化 対応フロー図

